

平成20年第2回砂川市議会臨時会

平成20年5月21日（水曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣言
- 開議宣言
- 議事録署名議員指名
- 議事日程報告
- 会期の決定
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 議案第4号 専決処分の承認を求めるとのことについて
- 議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第2号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算
- 閉会宣言

○本日の会議に付した事件

- 議事録署名議員指名
- 矢野 裕司議員
- 一ノ瀬弘昭議員
- 議事日程報告
- 会期の決定
- 自 5月21日

1日間

- 至 5月21日
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 議案第4号 専決処分の承認を求めるとのことについて
- 議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第2号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算

○出席議員（14名）

議長	谷 北	文 裕	夫 司	君 君	副議長	東 武	英 圭	男 介	君 君
議員	北 増	野 吉	司 章	君 君	議 員	武 飯	圭 明	介 彦	君 君
	中 一	田 江	美 昭	君 君		飯 吉	や 静	す 夫	君 君
	土 小	瀬 田	己 弘	君 君		尾 辻	田 広	志 夫	君 君
		黒 田		君 君		沢 田		志 夫	君 君

○欠席議員（0名）

- 議 会 出 席 者 報 告 ○
- 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市教育委員会委員長	佐 藤 正 一 郎
砂川市市監査委員	奥 山 昭
 - 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小 熊 二 豊
市立病院院長	善 岡 雅 文
総務部長	
兼会計管理者	
市民部長	井 栗 西
経済部長	上 井 野
建設部長	金 田 芳 一
建設部技監	小 田 中 信
市立病院事務局長	佐 藤 俊 夫
市立病院事務局長	中 村 繁 己
市立病院事務局長	古 木 信 一
総務課長	湯 崎 浅 克 弘
広報課長	熊 崎 一
税務課長	
 - 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	四 反 田 孝 治
教育次長	森 下 敏 彦
 - 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	出 利 明
---------	-------
 - 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局	角 丸 誠 一
事務係長	加 茂 谷 和 夫
庶務係長	佐 々 木 純 人
議事係長	石 川 早 苗
- 開会 午前10時00分

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成20年第2回砂川市議会臨時会を開会いたします。

○開議宣言

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名
○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、矢野裕司議員及び一ノ瀬弘昭議員を指名します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定
○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
今臨時会の会期は、5月21日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
○議長 北谷文夫君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

総務部長。
○総務部長 善岡雅文君（登壇） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。
地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。
賠償する額の決定の専決と議会への報告でございます。内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の支払いについてであります。
裏面をお開きいただきたいと存じます。公用車による自動車事故損害賠償金を下記のとおり支払うものであります。

事故発生年月日は、平成20年1月10日木曜日午前9時50分ころ。事故発生場所は、砂川市東4条南8丁目交差点内でございます。相手方住所、氏名は、札幌市東区苗穂町12丁目2番39号、札幌野外科科学株式会社測量士、長岡克人氏であります。相手方車両名は、トヨタ・ハイエース、札幌400そ26ー64の業務用車両であります。当市の運転手は、市民部ふれあいセンター保健係主任保健師、高島理穂であります。当市の車両名は、スバル・プレオ、札幌580い16ー13でございます。事故の概要は、当市車両が業務のため砂川市総合体育館に向かう際、国道12号から南3号線を東進し、東4条南8丁目の交差点に進入したところ、札幌市から砂川市内の測量現場へ向かうため東4条通りを北進してきた相手方車両が一時停止を怠り、交差点内に進入したことから、当市車両の運転席側側面に衝突した事故でございます。過失割合は、当市車両が2割、相手方車両が8割で、示談年月日は平成20年3月25日であり、賠償金は5万6,616円であります。支払い先は、札幌市東区苗穂町12丁目2番39号、札幌野外科科学株式会社であります。賠償金につきましては、北海道自動車共済協同組合からの全額の5万6,616円が補てんされるものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 北谷文夫君 日程第4、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提案者の説明を求めます。

総務部長。
○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。
地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の条例を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めます。

専決処分条例は砂川市税条例の一部を改正する条例であり、専決処分年月日は平成20年4月30日であります。専決処分の理由は、地方税法の一部を改正する法律が4月30日に成立、公布、施行されたことに伴う砂川市税条例の一部を改正する条例の制定については、条例の適用期日を平成20年4月30日にする必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分により制定したので、承認を求めます。

裏面をお開きいただきたいと存じます。改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律が4月30日成立し、同日公布、施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

この改正の概要は、個人住民税において、特定中小会社、いわゆるベンチャー企業が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止するものであります。この制度は、ベンチャー企業が個人投資家からの資金調達をサポートするものであり、平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払い込みにより取得した特定中小会社が発行した特定株式を売却する際に、売却時点での譲渡益を2分の1に圧縮する制度でありました。しかし、所得税において投資する時点で所得控除することができる制度に拡充されたため、住民税における特例をこの制度の期限だった平成21年3月31日を待たずに法律の施行日の前日をもって廃止するものであります。

附属説明資料、新旧対照表でご説明をいたします。条例（例）に基づいての改正であります。

第20条第1項、第2項、第3項の改正は、適用する政令の条文の条ずれに伴う改正であります。

第4項の改正は、附則19条の3の上場株式の譲渡時の課税の特例の定めを適用しないとする改正であります。

第7項、第8項は削除するものであり、これは平成12年4月1日から平成21年3月31日までに払い込みにより取得した特定株式の譲渡について、当該株式を譲渡した際、その譲渡益を2分の1に減額し、譲渡所得を計算する特例を今回の改正により廃止するものであります。

次に、附則であります。附則第1条は施行期日で、この条例は、平成20年4月30日から施行するものであります。

第2条は、経過措置で、この条例の施行日前に旧条例附則第20条第7項の規定により取得した株式についての特例を平成21年3月31日までとあるものを地方税法等の一部改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことから、その公布日の前日までの取得についてはその効力を有するものとするものであります。

第2項は、平成22年3月31日までの経過措置で、この間における第20条第4項の規定の適用は旧条例のまま適用するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第2号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第5、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第2号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算の3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第3号 砂川市税条例の一部改正、一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、1点目には、国民健康保険税に後期高齢者支援分を加えて賦課するために所得割税率、平等割、均等割等の案分率及び課税限度額をそれぞれ定め改正、2点目には、後期高齢者医療制度の資格を取得されたことにより、残された被保険者の負担の軽減を図る改正、さらに3点目には、介護納付金に不足額が生じたことから、医療給付費分及び介護納付金分の案分率を改正し、負担の平準化を図る改正、4点目には、地方税法の一部が改正されたことに伴う改正、これらの改正のために本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、附属説明資料に基づき説明をいたします。27ページをごらんいただきたいと存じます。なお、附属説明資料1の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条の砂川市税条例の改正から説明いたします。

第19条の改正は、延滞金の定めであります。延滞金がかかる納入税目の定めによる年金所得に係る市民税の特別徴収税額及び国民健康保険税の特別徴収税額を加える改正であります。第23条第1項の改正は、市民税の納税義務者の定めであり、収益事業を行わない法人でない社団及び財団で代表者及び管理人の定めがあるものには賦課しないものとする改正であります。

第31条第2項の改正は、法人市民税の均等割の定め、法人市民税の均等割を定めた表について、現行は税率の高い法人を1号と定め、最低税率の法人を9号としていたものを最低税率の法人を1号とし、最も大きな法人を9号とし、最低税率の法人を明文化して、資本金の額が明確でない法人を最低税率の1号法人と定めるもので、同条第3項は均等割の算定期間の定めであります。地方税法が改正され、引用条項が廃止されたことによる改正であります。

第33条第3項の改正は、引用している条が移動したことによる条文整理であります。

第34条の2の改正は、寄附金に関する税制の改正により、所得控除の寄附金控除を廃止することによる改正であります。

第34条の7第1項の改正は、寄附金を所得控除から税額控除とする寄附金の税額控除制度の創設に伴う控除額の計算方法の改正であり、同条第2項の改正は、いわゆるふるさと納税制度と言われる部分で寄附金税額控除に特例控除を定めるもので、都道府県、市町村及び特別区への寄附について特例控除として所得割額の1割を限度として5,000円を控除し、所得税分を除いた残りの金額を税額控除とする改正であり、平成21年度の課税分から適用するもので、平成20年度中の寄附から控除を受けることができるものであります。

第34条の8と第34条の9の改正は、第34条の7を追加したことによる条の移動及び条文整理であります。

第36条の2の改正は、市民税の申告の定めで、所得控除の寄附金控除を廃止し、税額控除である寄附金税額控除を加える改正であります。

第38条の改正は、個人市民税の徴収方法の定めで、年金からの特別徴収制度創設に伴う改正であります。

第41条の改正は、個人市民税の納税通知書の定めで、年金所得に係る特別徴収税額を普通徴収へ繰り入れた場合の税額通知について定める改正であります。

第44条から47条までの改正は、年金所得に係る特別徴収制度創設に伴う現行の特別徴収の見出しを給与所得に係る市民税の特別徴収とするための、ため改正するものであります。

第47条の2の改正は、公的年金等に係る所得に係る個人市民税の特別徴収の定めで、65歳以上の老齢等年金受給者の公的年金に係る個人市民税を老齢年金から特別徴収することとする改正であり、平成21年度課税から適用するものですが、具体的に特別徴収が開始されるのは平成21年10月の年金からとなるものであります。

第47条の3の改正は、特別徴収義務者の定めで、特別徴収対象年金の支払いを行う者を特別徴収義務者とする定めであります。

第47条の4の改正は、年金所得に係る特別徴収の納入の義務の定めで、特別徴収義務者の年金保険者が徴収した特別徴収税額の納入義務を定める改正であります。

第47条の5の改正は、年金所得に係る仮特別徴収税額の定めで、前年10月から翌年3月までに徴収した税額を4月から9月までの仮徴収税額とする定めであります。

第47条の6の改正は、年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額へ繰り入れの定めで、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額を普通徴収により徴収することが、することとする定めであります。

第48条、第50条は、法改正に伴う条文の整理であります。

第51条の改正は、市民税の減免の定めで、公益法人制度改革に伴い、民法第34条に定める社団法人及び財団法人が廃止されたことにより、新たに定められた公益社団法人及び公益財団法人を減免できるものとして改正するものであります。

第54条の改正は、固定資産税の納税義務者の定めで、独立行政法人緑資源機構の廃止及び引用条項の変更に伴う改正であります。

第56条の改正は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものの申告の定めで、第51条の改正と同様に、公益法人制度改革に伴う改正であります。

第130条の2の改正は、特別土地保有税の非課税の定めで、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴う改正であります。

第143条以降の国民健康保険税に関する改正は、議案の47ページ、参考資料に記載のとおり、後期高齢者医療制度の創設に伴い、現在医療給付費分と介護納付金分とそれぞれ案分率を定め、賦課してまいりましたが、後期高齢

別徴収していた額を4月から9月末までに徴収する仮徴収額とする改正であります。
第157条の改正は、新たに特別徴収の対象被保険者となった者に係る仮徴収の定めで、前年10月1日までに新たに特別徴収者の、徴収の該当者となった者は4月から12月までに新たに特別徴収の該当者となった者は6月から2月までに新たに特別徴収の該当者となった者は8月から仮徴収することとする定めであります。
第158条の改正は、普通徴収税額への繰り入れの定め、対象年金給付の支払いを受けなくなった等により保険税を特別徴収の方法で徴収されないこととなる場合、普通徴収の方法により徴収することとする改正であります。

以上が、納付方法に特別徴収を行うことによる条例の改正であります。
次に、第159条第1号の改正は、国民健康保険税の減額の定めで、軽減額の定めにつきましては議案45ページの附属説明資料ナンバー6、46ページの附属説明資料ナンバー7のそれぞれ表の右側に軽減額を一覧表にして記載しておりますが、附属説明資料ナンバー7の表で軽減後の課税限度額を医療給付分について5万円を47万円に、後期高齢者支援金分について12万円とし、医療給付分に係る低所得者の軽減額を7割軽減の被保険者均等割額について1万8,200円を1万3,930円に、被保険者平等割額について特定世帯以外を1万2,810円に、特定世帯を6,405円に、後期高齢者支援金分に係る被保険者均等割額について4,130円に、平等割額について特定世帯以外を4,550円に、特定世帯を2,275円に、介護納付金分に係る被保険者均等割額について4,620円を4,900円に、平等割額について2,660円を3,500円とする改正であります。

第159条第2号の改正は、保険税の5割軽減の定めで、医療給付費分に係る低所得者の軽減額を5割軽減の被保険者均等割額について1万3,000円を9,950円に、被保険者平等割額について特定世帯以外を9,150円に、特定世帯を4,575円に、後期高齢者支援金分に係る被保険者均等割額について2,950円に、平等割額について特定世帯以外を3,250円に、特定世帯を1,625円に、介護納付金分に係る被保険者均等割額について3,300円を3,500円に、平等割額について1,900円を2,500円とする改正であります。

第159条第3号の改正は、保険税の2割軽減の定めで、医療給付費分に係る低所得者の軽減額を2割軽減の被保険者均等割額について5,200円を3,980円に、被保険者平等割額について特定世帯以外を3,660円に、特定世帯を1,830円に、後期高齢者支援金分に係る被保険者均等割額について1,180円に、平等割額について特定世帯以外を1,300円に、特定世帯を650円に、介護納付金に係る被保険者均等割額について1,320円を1,400円に、平等割額について760円を1,000円とする改正であります。旧151条第3項の改正は、2割軽減の適用について申請が必要であったものを自動的に適用させることができるようになりましたので、申請制度を定めていたこの項を廃止するものであります。

第160条、第161条、第163条の改正は、第152条から158条、特別徴収の定めを追加したことに伴い、条が移動するものであります。

旧第154条の改正は、保険税の徴収方法については新たに第149条に定めたことから、この条を削除するものであります。

第162条の改正は、保険税の減免の定めで、後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者または創設後に75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行することにより当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者になった者に対し、新たな保険料を負担することとなるため、激変緩和措置として2年間保険料の負担を軽減するため改正するものであり、また条文の追加により条を移動するものであります。

次に、附則についてであります。附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の定めであり、公益法人等が贈与を受けた財産を公益目的事業に供さない場合、その財産をその法人の所得とみなして市民税を課すこととする改正であります。

附則第5条の改正は、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第6条、附則第7条の改正は、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第7条の3の改正は、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めで、住宅借入金等特別控除申告書提出期限の特例を定める改正及び地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第7条の4の改正は、譲渡所得の特例を受ける場合における寄附金税額控除の特例控除額の特例を定める改正であります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例で、適用期間を平成24年度まで延長する改正及び地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第10条の2の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めで、熱損失防止改修住宅または熱損失防止改修専有部分について適用を受ける場合の申告の手続を定める改正及び地方税法の一部改正に伴う条文の整理であります。

附則第16条の3の改正は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税課税の特例の定めで、当分の間上場株式等の配当等を有する場合は他の所得と区分して上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課すこととする改正であります。

附則第16条の4から附則第19条の2の改正は、それぞれ法改正に伴う条文の整理であります。

附則第19条の3の改正は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例の定めで、法改正による軽減税率の廃止に伴う条の削除であります。

附則第19条の5の改正は、源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例の定めで、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得をそれ以外の配当所得と区分し、所得計算する特例を定める改正であります。

附則第19条の6の改正は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除の定めで、平成22年度以後の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除を行うことができることとする改正と条文整理であります。

附則第20条の2から附則第27条の改正は、法改正に伴う条文整理であります。

附則第28条から附則第31条の改正は、平成18年度と19年度における国民健康保険税の算定及び減額の特例廃止により、条文を削除するものであります。

旧附則第32条から第41条までの改正は、附則第28条から第31条までを削除したことに伴い、条が4条ずつ繰り上がるものであります。

次に、第2条の砂川市税条例の一部改正であります。附則第23条は、都市計画税の課税標準の特例の定めで、地域交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正による条文整理であり、附則第23条が既に第1条でも改正されていることから、施行日が違うことから第2条により定めているものであります。

次に、第3条の砂川市税条例の一部改正であります。前条と同様に、都市計画税の課税標準の特例の定めであります。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行に伴う条文整理であります。前条と同様に施行日の違いから第3条で定めるものであります。

次に、20ページに戻っていたと存じます。施行附則についてであります。

第1条には、この条例の施行期日を定めております。公布の日から施行し、4月1日から適用するものであります。ただし、第1条の規定中、第1号以降に定めるものはそれぞれ記載された日から適用するもので、これらの適用年月日は27ページ、市税条例の改正要旨で適用年月日の欄に記載しているところでございます。

第2条は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行日から、第3条は平成20年12月1日から施行するものであります。

21ページ、第2条は個人の市民税に関する経過措置の定めであり、24ページ、第3条は法人市民税に関する経

過措置、25ページ、第4条は固定資産税に関する経過措置、26ページ、第5条は固定資産税に、いや都市計画税に関する経過措置、第6条は国民健康保険税に関する経過措置であります。それぞれ改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き、平成20年度課税分から適用するもので、平成19年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法改正等による砂川市税条例の改正内容であります。
以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 議案第1号 平成20年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,571万円とするものであります。12款前年度繰り上げ充用金、1項1目前年度繰り上げ充用金で373万7,000円の減は、平成19年度の赤字分を収支の均衡を図るため平成20年度予算で前年度繰り上げ充用金として計上していましたが、国保特別会計の収支状況が好転する見込みとなったこと及び今回の補正による収支の均衡を図るため、減額補正するものであります。歳入につきましては、5ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税で373万7,000円の減は、国民健康保険税の改正に伴い、減額補正するものであります。主な改正点につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、現在の医療給付費分と介護納付金分に後期高齢者支援金分を加え、いわゆる3本立てとすることとし、さらに介護納付金分約1,000万円の不足額を確保するため、介護納付金分の増税を行い、その増税分について医療給付費分を減税するものであります。なお、詳細につきましては、砂川市税条例の一部を改正する条例の内容について説明内容とさせていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

引き続き、議案第2号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 議案第2号 平成20年度砂川市老人医療事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,459万3,000円とするものであります。4款諸支出金、1項1目過年度過誤納還金で762万3,000円の補正は、医療費交付金及び道医療費負担金について、平成19年度に概算交付された支払基金医療費交付金、支払基金審査手数料交付金、診療費交付金及び道医療費負担金について、医療費及び審査支払手数料の確定に伴い、過大交付となりましたので、医療費交付金で190万1,000円、審査支払手数料交付金で35万4,000円、道医療費負担金で536万8,000円をそれぞれ過年度過誤納還金として返還するものであります。12ページをお開き願います。5款前年度繰り上げ充用金、1項1目前年度繰り上げ充用金で745万4,000円の補正は、前年度繰り上げ充用金であり、平成19年度老人医療事業特別会計の歳入のうち国庫支出金が過少交付となり、これにより生じた歳入の不足額を地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成20年度の歳入を繰り上げて充てるため補正するものであります。歳入につきましては、5ページ、総括でご説明させていただきます。2款国庫支出金1,507万7,000円の補正は、平成19年度で過少交付となりました国庫支出金が過年度分として交付されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時58分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) おはようございます。それでは、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例について、2つの大きなテーマに沿って質疑を行います。

まず、ふるさと納税について伺います。1点目は、本改正において地方公共団体に対する寄附金税制の見直しに伴い、ふるさと納税制度が創設されますが、居住地である自治体で行政サービスを受けているが対象自治体とは異なった場所に納税することは、受益者の原則に照らして納税者間格差を生むものと考えますが、都市部と異なり、どちらかといえばその恩恵を受けられるほうが可能性として高いと思われる砂川市の基本的な考えと、その効果をどのように見込んでいるのか伺います。2点目は、この寄附金についてですが、納税者が用途を限定した形で納税者の意思を反映した納付ができるものなのかどうか、あるいは用途を限定できないものなのかどうか伺います。3点目として、本改正によりこのような制度が創設されたわけですが、せつかくの制度でありますから、ふるさと納税を呼びかける周知の徹底についてはどう考えているのか伺います。

次に、公的年金からの個人市民税の特別徴収について伺います。1点目は、この制度が導入されることによって、砂川市においてはどのくらいの対象者数が見込まれているのか伺います。2点目は、この制度を導入するに当たって、特別徴収を行うためのシステムづくりが必要となると思いますが、そのシステム構築と制度導入に向けてのタイムスケジュールを伺います。3点目は、確認としまして、地方税法321条の7の2第1項は、原則として市町村は特別徴収の方法によって徴収するものとするとし、ただし書きにおいて、その他特別の事情により特別徴収の方法によらないことができることも規定しておりますが、このその他特別の事情とはどのような事情を指すのか伺います。

以上のことを1回目の質疑としてお聞きいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) それでは、私のほうから随時ご答弁を申し上げていきたいと思っております。

まず、ふるさと納税の関係でございます。この制度の砂川市の基本的な考え方と効果ということをございまして、簡単に前段この制度の概略といたしまして、それを申し上げたいというふうに思いますが、従来寄附金をする場につきましたは所得税であれば5,000円以上、住民税であれば10万円以上についてはそれぞれ寄附金控除が受けられれていたと、ただしそれらの控除については税額からではなく所得の中から控除されるという制度でございました。今般ふるさと納税というふるさと納税制度というものができて、地方自治体に寄附した場合についてはこれを税額控除に変えましょうと。内容につきましては、例えば例ですけれども、100万円の税額を払っていた方については、その1割、10%の限度として税額控除をすると、内容としては5,000円を控除した残り、例えば10万円を寄附したとすると9万5,000円については税額控除が受けられるという制度でございまして、例えばふるさとを離れて就職して、どこか違う東京都のほうに例えば行って働いている方がふるさとを思って寄附をした場合については、東京都の税額のほうで落ちると、寄附金については砂川市に入ってくるという考え方で、それは寄附される方が砂川市とそれぞれコンタクトを取りながら手続を進めていくという考え方になってきます。それで、砂川の対

ただ、土田議員さんのおうっしやったように、いかに市長といえども、国の法律を曲げて、瑕疵ある議決を議員の皆さんに
さるまで、おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に
おいては、その地方の事情を考慮し、市長の権限が及ばない限り、議員の改定に

○議長 北谷文夫君 総務部長
○総務部長 善岡雅文君 2回の答弁の中で若干答弁漏れがございましたので、納税義務者につきましてはあくま
でも個人でございまして、特別徴収義務者が社会保険庁となるものでございます。

それから、税の係り、市のほうで税から引き落とすもの、口座振替するものについては当然片仮名で通帳に表記さ
れますけれども、後高年齢者のお金につきましては社会保険の、年金から天引きするものですから、それは社保庁の
ほうから事前に通知して、年金から引いた後に通帳から引き出すから、そこには記載されないというふう
うになつていくので、社保庁でははがきでその額については通知しているということでございますので、ご理解願
いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
ここで申し上げます。議案第3号について、小黒弘議員外1名から修正の動議が提出されております。

休憩 午後1時33分
再開 午後1時37分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

ただいま配付しました修正案を本案とあわせて議題とします。
提案者の説明を求めます。

小黒弘議員 (登壇) 私が提案いたしますのは、本議会で提出されました議案第3号 砂川市税条例の一部を
改正する条例に対する修正案であります。

市長より提案のありました市税条例の改定は、地方税法の改定によるものですが、修正部分は市税条例第47条の
2から第47条の6の公的年金等の所得から個人の市民税を特別徴収すること及び第2節、国民健康保険税、第15
2条から第158条の6の特別徴収を修正するものであります。
この条例改定は、65歳以上の方々から市民税及び国保税を年金から天引きするもので、とても市民の理解
を得るものではないと考えます。地方税法が改定されて以来、多くの市民の皆さんのご意見を聞いてまいりました。
なぜ私たちがこの税金を掛けるか、やると年金がもらえるときになって税金を天引きされなければならない定
められたものでもありません。しかし、納税のこの納という字は、あくまでも国民、市民が主体的に納めるものであつ
て、宙に浮いた年金5,000万円や年金記録の不備がある可能性が高い人から順番に送られているねんきん特別便
がことし3月までは約5,000万円にも上るなど、年金問題を解決できない社会保険庁が特別徴収の義務者にな
るまでも、年金の天引きによる特別徴収を行うべきではないと考えます。
もう一つ、納税の義務に対する、私は市民の権利、先ほども申し上げましたけれども、住民サービスを受ける権利
があると考えています。市役所の仕事は、その権利にこたえるのが主な仕事であつて、その信頼関係が官民の協働
を進めていく基本だと思つております。このたびの年金天引きは、その義務と権利をあいまいにすることに、地方自治
にとって重大な危機に立つことになり、これまでも市税の滞納の滞り、滞納分を少しずつ支払ってもらうなどの対応は、市の担当者が個
別に暮らしの事情などについて丁寧に相談に乗ったり、滞納分を少しずつ支払ってもらうなどの対応をしてきていま
す。ところが、今回の条例改定により、市職員のきめ細かな対応も年金からの強制的な引き去りによりできなくなり
ます。本議案第3号は、地方税法の改定によるものであり、自治体には裁量権がなく、条例を修正できるものではない
のではないかと議論がなされておりますけれども、市民税については、また国保税についてもそれぞれ地方税の条文の
中にただし書きがあります。このただし書きの中には、その他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない
認められる市町村においては特別徴収の方法によらないことができることとあります。ただいま提出している修正案と議
案の皆様方に賛同いただければ、市長はまさにその他特別の事情により特別徴収を行うことができない、適当でない
と認められる状況になるわけです。私たち議会が私の提案するこの修正動議を出して、特別徴収をやめ、普通徴収を
行うことにすることという議決をすることによって、この状況が私はつくり出せると考えます。市長の立場と私たち
議員の立場とは違つてはいいはずですが、もし仮に市長がこの議案での議決に対して不満があるのであれば、もう一度こ
の議案をご提案いただければいいと思つております。

この年金の天引きの問題は、私たち議員にとってはそれほど深く大きな課題であると思つております。どんな狭
い、どんな不可能な状況であっても、国の裁量権で私たちが何もできないということに帰結しては、地方議会
そのものの存在が危うくなると思つております。国だつて間違つては、その間違いをただし、庶民
の声が一番近いところにいるのが私たち地方の議員であると思つております。今申し上げた点が私が修正案を出せる根
拠であると考えています。法あるいは先ほどのただし書きをもつても、地方自治体の裁量権を残している私は
考えています。ぜひ砂川市は税の年金天引きを行わずに、このことを契機としてさらに収納率を上げるため市民の協
力を仰ぎ、官民協働のまちづくりに参加してもらうよう呼びかけていくべきだと考え、公的年金にかかる、所得にか
かる個人の市民税の特別徴収及び国民健康保険税の特別徴収を普通徴収に改める修正案の提出理由といたします。

これより修正の説明、修正案の説明を行います。1ページをおめくりください。第38条は、市民税の徴収方法で
ありますが、公的年金から市民税の特別徴収をしないための修正であります。

第41条、第44条、第45条、第46条、第46条の2及び第47条の修正は、公的年金から市民税の特別徴収
をしないために改めるものです。

第47条の2から第47条の6までを削除するのは、公的年金の所得から市民税を特別徴収しないために削るもの
です。

続いて、第2節、国民健康保険税にまいります。まず、第149条の修正は、保険税の徴収方法は普通徴収による
と定めるものであります。

第150条は、修正により保険税は普通徴収のみとなるため、保険税の納期の、保険税の納期と改めるものです。

第152条から第158条までを削除するのは、保険税の特別徴収をやめるために削るものです。附則第2条第2項と第6条第2項は、経過措置であり、修正により各条を削除したために削るものです。修正案の説明は以上第2条第2項が、詳細につきましてはこれから行われ、修正案の質疑応答も、市民が直接影響を与える市税徴収のあり方については活発な質疑応答をもって議論を深めることにより、市民に身近な議会が目指せどお願ひ申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより修正案の質疑に入ります。

これで質疑を終わります。
続いて討論に入ります。
討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕
ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。
〔挙手する者あり〕
次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。
〔挙手する者あり〕
次に、修正案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手を願います。
〔挙手する者あり〕

尾崎静夫議員。
○尾崎静夫議員（登壇） 議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論申し上げます。

今回の条例改正は、大きく2点について改正されております。まず、1点目として、地方税法の改正に伴う条例の改正であります。地方税法の改正については、本年4月30日に改正されており、それに伴う条例の整備となつております。今年度の改正は、個人住民税の寄附金控除の拡充、上場株式の配当等譲渡所得等に対する税率の特例見直し、公的年金からの特別徴収制度創設などに対し、所要の措置を行うこととされておりますので、これら改正については速やかな条例の改正が必要と思われまふ。特に公的年金の所得に係る特別徴収については、地方税法の定めにより特別な事情がない限り特別徴収により徴収しなければならぬと定められていることから、これを実施しないことは法令違反であり、納税者の利便性を奪うことも考えられまふ。

次に、大きく2点目の国民健康保険税に係る改正であります。国民健康保険税は、昨年国民健康保険会計の危機的な収支不足を改善するため、税率の引き上げを実施したところであり、その後の収支は順調に進んでいるものと推測されまふ。今回後期高齢者医療制度創設に伴い、現役世代が負担する支援金制度の導入により課税方式が3方式に改正されまふ。加入者の医療に係る分、現役世代として後期高齢医療に対する支援金、介護保険制度の2号被保険者に係る介護保険納付金と負担すべき項目が細分化され、それぞれの需要額に応じて負担する制度が確立されたものと考へ、思ひます。その点、介護保険金、介護納付金の徴収額が不足している現状を放置することなく、負担すべき者が応分の負担をするとは当然のこととあります。また、限度額の引き上げについては、引き上げない場合特別調整交付金の交付要件を満たさないことから、引き上げは必要とあり、また引き上げに伴う増収分を平等額の引き下げを行い、負担の軽減を行ったことは、加入者に配慮しているものであります。

この4月から後期高齢者医療制度が始まり、ご承知のとおり非常に混乱した中での制度の開始だと思ひます。この原因は、周知不足や準備不足に尽きると思ひます。この税条例の改正については、特にきめ細かな周知を行うことを強くお願ひをすところとあります。

以上のことから、本条例改正については議員各位の賛同をよろしくお願ひ申し上げ、賛成討論といたします。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。
○土田政己議員（登壇） 議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案並びに修正案に反対の立場で討論いたします。

先ほどの修正案の提案は、私たちが同意する中身もあるわけでありまふけれども、私たちはそれだけでございませぬので、残念ながら反対せざるを得ないところをござり解いていただきたいと思ひます。

今回の市税条例の改正は、提案説明にありまふように後期高齢者医療制度の創設に伴う、これは非常に大きい中身でありまふ。そして同時に地方税の一部改正に伴うもので、幅広い内容であります。住民税の寄附税制の見直しや固定資産税の減額措置なども含まれた改正内容でありますけれども、私どもが反対する第1の理由は、後期高齢者医療制度の導入により、後期高齢者支援金の方の創設され、74歳までの医療給付費率がわずかに引き上げられまふけれども、40歳から64歳までの現役世代の方の介護給付金が率が引き上げられ、さらに国民健康保険税の課税限度額を56万円から後期高齢者支援金課税限度額を新たに加え59万円と3万円もの大幅な引き上げになっていることとあります。第2の理由は、先ほどの修正案の提案にもありまふように、65歳の方の国民健康保険税義務者から本人の同意なしに公的年金から特別徴収する制度、つまり強制的に保険税を年金から天引きすることとあります。第3の理由は、65歳以上の公的年金受給者から個人住民税の、個人住民税を本人の意向を踏まえないで年金から強制的に天引きすることとあります。これらは、憲法に保障されている生存権にかかわる問題であり、納税のあり方の根本にかかわる問題で、多くの市民の皆さんの同意を得ることはできません。今重要なことは、8割近い国民が反対している後期高齢者、高齢者差別の医療制度、後期高齢者医療制度を廃止し、すべての国民すべてが安心できる医療制度、保険制度をどうつくるかについて財源問題も含めて国民的議論を起し、知恵を出し合い、国民合意をつくることではないでしょうか。

以上の理由から、本条例の制定に反対するものであります。議員各位の賛同をお願ひし、反対討論といたします。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。
○沢田広志議員（登壇） 私たちが提案しております議案第3号 砂川市税条例の一部改正する条例の制定についての修正案に対して賛成の立場で討論を行います。

このたびの修正案については、今ほどの提案説明を通して十分に説明を申し上げさせていただいたところでありまふ。そういった中で、さまざま諸問題を抱えている年金問題が解決されていない中において、年金問題がある程度解決し、国民、市民の信頼を得る段階になるまで年金の天引きによる特別徴収を行うべきではないというふうにお願ひしております。さらには、このたびの年金からの天引きは納税の義務と市民の住民サービスを受ける権利が相互にかかわりを持って、ともに信頼関係を築いてきています。官民協働の考え方に対してあいまいになることとなり、地方自治にとって重大な危機に立つことと考へております。こういふことを通しながら、私たちはこれらこのこのような理由により、公的年金等に係る所得に係る個人住民税の特別徴収及び国民健康保険税の保険税の特別徴収を普通徴収に改めることの修正案に賛成してまいりますので、議員各位のご賛同をいただきますようお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長 北谷文夫君 これにて討論を終わります。
小黒弘議員。
○小黒弘議員 会派調整のための休憩の時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。
〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長 北谷文夫君 賛成でいいですか、今の動議に対して。ただいま小黒議員から調整のための休憩を欲しいという動議がなされました。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りします。

本動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

これより、採決します。

初めに、議案第3号の修正案について起立により採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

これより、議案第3号の原案について起立により採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の質疑を終わります。

続いて議案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で日程のすべてを終了いたしました。

これで平成20年第2回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年5月21日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員